



受大監第20号
令和7年8月22日

大山町長 竹口 大紀 様

大山町監査委員 戸野 克則
大山町監査委員 野口 俊明



令和6年度大山町各財産区会計歳入歳出決算審査意見書

地方自治法第233条第2項の規定により、令和6年度大山町各財産区会計の歳入歳出決算書及び関係帳簿、証憑書類の審査を行ったので、下記のとおり意見を付する。

記

1. 審査の対象

令和6年度大山町各財産区特別会計歳入歳出決算及び関係帳簿、証憑書類

2. 審査の期間

令和7年7月23日 1日間

3. 審査の結果

令和6年度大山町各財産区特別会計歳入歳出決算は、諸帳簿と合致し計数に誤りは認められず、適正に執行されていると認められる。引き続き、財産区財産の適正な維持管理に努められたい。

各財産区の会計状況は次のとおりである。

(1) 歳入

(単位：円・%)

区分	予算現額	調定額	収入済額	収入率
中山財産区	4,698,000	6,077,324	6,077,324	100
上中山財産区	5,962,000	6,055,556	6,055,556	100
下中山財産区	2,892,000	2,927,985	2,927,985	100
逢坂財産区	791,000	778,016	778,016	100

(2) 歳出

(単位：円・%)

区分	予算現額	支出済額	不用額	執行率
中山財産区	4,698,000	575,826	4,122,174	12.3
上中山財産区	5,962,000	976,513	4,985,487	16.4
下中山財産区	2,892,000	505,828	2,386,172	17.5
逢坂財産区	791,000	467,169	323,831	59.1

(3) 実質収支額

(単位：円)

区分	令和5年度	令和6年度	増減額
中山財産区	3,967,995	5,501,498	1,533,503
上中山財産区	4,577,223	5,079,043	501,820
下中山財産区	2,253,367	2,422,157	168,790
逢坂財産区	651,776	310,847	△340,929

4. 監査意見

本町は旧中山町、旧名和町、旧大山町が平成17年3月に合併して、翌年の平成18年6月には本町各財産区議会が設置され、今日に至るまで財産の適切な管理を行われてきたところである。

令和4年度の決算審査意見書でも付しているが、旧中山町における4つの財産区を集約化、あるいは簡素な審議会の形態となる財産区管理会への移行など、新たな方向性を検討されたい。